

三箇自第 24 号
平成 30 年 7 月 13 日

大東市長 東坂浩一 様

三箇自治会
区長 岡 崎 信 久

公印

平成 30 年度大東市に対する要望

盛夏の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は三箇地区の発展と住民福祉の向上に何かとご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当地区では「三箇に住んでよかった」と思われるよりよい街づくりを目指し日々活動しておりますが、多くの課題を抱えるなか平成 30 年度の要望をとりまとめ提出する次第です。住民の切実な要望をご理解いただき是非とも実現くださるようお願いいたします。

記

【全般事項】

1、市民生活部

(1) 防犯カメラの設置

安全・安心な市民生活を確保するため、市の事業としてすべての通学路に複数台の防犯カメラを設置し、管理されたい。

(2) 防犯灯 LED 化取替事業の継続

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 か年にわたり、防犯灯 LED 化取替助成事業が実施されたところであるが、市の責任において早期にすべての防犯灯の LED 化を完了されたい。

(3) LED 防犯灯の更新について

市の補助事業として防犯灯の LED 化が進められているところであるが、最初に設置された LED 防犯灯が 6~7 年を経過しようとしている。寿命が 10 年とされる LED であることから全台同時更新となることが予想され、莫大な費用が必要となる。三箇自治会においても 450 台以上の防犯灯があり、全台同時更新となれば 900 万円を超える費用が発生するため自治会で負担することはできない。したがって近い将来に必ず起こるこの事態に対し、市当局にはどのような計画があるのか示されたい。

(4) 自治区市民会議活動補助金について

大東市全世代地域市民会議ハンドブック（平成28年度版）において、大東市自治区市民会議活動補助金交付要綱第4条第1号「ア」に規定する補助金の算定根拠を「賛同者の数に一人当たりの補助金を乗ずる方法への検討を行っている」と明記されているが、これは、制度そのものを大きく変質されるものであり、現行の算定根拠の「一人当たりの補助金額」の増減といった問題ではない。また、制度の根幹的な事項を制度のスタート時点において論ずることは、現行の制度が十分に練り上げられたものではないという証でもある。

コミュニティー施策及びその活動は、制度の賛同者のための活動ではなく、地域住民全体に対するものであり、補助金の限度額の算定根拠を「賛同者の数」とすることは、コミュニティー施策とは整合しない。賛同者を把握する必要がある場合は、補助金の算定根拠と切り離し、別途検討を加えることが適当である。

- (5) 青色防犯パトロール活動補助金について、定額の補助金ではなく必要経費の全額補助にするよう要望する。また、補助金申請時、当該車両の車検証添付は車両の変更がなければ省略できるよう取り扱いされたい。

2、街づくり部

(1) 市道の舗装改良

地域内の道路について、計画的に舗装改良工事を施工されたい。また、地区内主要横断歩道のグリーンカラー化を推進されたい。

(2) 道路標記の点検整備

横断歩道、車両停止線その他道路表示の点検を行い、新規または再表示の工事を実施されたい。

- (3) 住道四の宮線道路改良2期工事の早期着工を実施されたい。

- (4) 三箇第3公園の外周について、防草工事を実施されたい。

- (5) コミュニティバスの利便性向上をはかるため次の2点を実施されたい。

①平日の上り9便と10便の間、下り8便と9便の間、

休日の上り6便と7便の間、下り5便と6便の間に1便増便をされたい。

②住道駅前発の最終便出発時刻を午後9時とされたい。

3、高齢介護室

- (1) 大東三箇高齢者交流センターについて、新設から7年経過し、経年劣化する箇所への対応とともに新年度(平成31年度)導入予定の消費税増税に対応する予算措置をされたい。

【各町会要望事項】

1、三箇1丁目

- (1) 中戸水路の寝屋川からの流入部ゲート開閉および、ゴミの除去など、適切な管理をされたい。また、中戸水路敷の除草については、年2回実施されているが、除草後の除草剤の散布について検討されたい。特に市道江ノ口大箇線沿いの笹等に虫が発生する。
- (2) 市道住道四の宮線の舗装改良をされたい。西村橋より北の全区間の路面が荒れており、西村橋より南の区間は、補修施工済であるが、損傷している箇所がみられる。また、だんじり曳行にかかる区域で舗装が損傷している箇所、特に1丁目10番7号先から西村橋までの改良工事を実施されたい。
- (3) 市道住道四の宮線1丁目1番28号マンション前で、降雨時に水溜まりになる箇所があり改修されたい。
- (4) 三箇1丁目公園(第2幹線広場)の東側の法面が崩壊して危険であり、補修されたい。
- (5) 市道江ノ口大箇線沿いの旧水路敷の修景工事(第1期工事)に伴い植樹されたハナミズキが、1本枯れているので補植されたい。
- (6) 中戸水路整備事業の残区間の南への延伸実施計画を提示されたい。(LED防犯灯は必ず設置)
- (7) 三箇1丁目14番8号先にカーブミラー(2連)を設置されたい。

2、三箇3丁目

- (1) 三箇3丁目6番8号東側、側溝の水路蓋を改修されたい。併せて排水会所へのゴミ落下防止網（ステンレス製）を水路蓋に設置されたい。
- (2) 三箇3丁目4番1号から4-5までの道路舗装工事の実施。
- (3) 三箇3丁目11番と、6番、墓地との間の水路の除草
- (4) 三箇3丁目9番23号付近の道路が狭く交通量が多く危険であるため。安全徐行運転等の啓発看板を取り付けられたい。

3、三箇4丁目

- (1) 三箇第2公園の改良
 - ①土留ブロックの設置
- (2) 舗装改良整備
 - ①三箇4丁目10番28号先から10番33号先まで
 - ②三箇4丁目11番30号先から12番4号先まで
- (3) 道路の交通安全対策
 - ①三箇4丁目4番街区北側の安全対策
 - ・道路側溝の暗渠化及びポールコーンの設置
 - ②横断歩道及び車両停止線の修復（7箇所）
- (4) 道路標識の移設
 - ①三箇4丁目11番7号先の新設ガードレールの中の道路標識を移設されたい。

4、三箇5丁目

- (1) 三箇第2地域広場の看板が錆びているため取り替えられたい。また、雨が降ると水溜まりができ数日にわたり使用不能となる為、排水工事をされたい。

(2) 5丁目地区内の曲がり角(数か所)に駐車している車があり、走行時見通しが悪く危険であるため駐車禁止の標識を設置されたい。

(3) 市道住道四の宮線水路改修区間について

①植栽の清掃時に使用する道具類の保管箱を設置されたい。

②不法占拠している2軒のベランダを不公平にならない様、撤去を進められたい。

③ツツジ開花後の剪定をされたい。

(4) 5丁目3番32号北側道路傾斜角度の改良をされたい。

5、三箇6丁目南

(1) 水路への転落防止柵の設置

三箇6丁目4番2号前ポンプアップ場の一部分の柵がないため危険であり、開閉式の柵を設置されたい。

(2) 6丁目9番20号前の一旦停止標識とカーブミラーが右左同じ位置で設置されているため、大型車の通行が困難であり、どちらかを移設されたい。